

令和2年9月第8回亙理町議会定例会会議録（第6号）

○ 令和2年9月18日第8回亙理町議会定例会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 認定第 1 号 令和元年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 令和元年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 令和元年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 令和元年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 令和元年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 令和元年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 9 号 令和元年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 10 号 令和元年度亶理町水道事業会計決算認定について
(以上 10 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 13 議案第 74 号 物品購入契約の締結について (令和 2 年度避難所用パーティション及びパーソナルテント購入事業)
- 日程第 14 議案第 75 号 物品購入契約の締結について (令和 2 年度災害用投光器及び発電機購入事業)
- 日程第 15 議案第 76 号 物品購入契約の締結について (令和 2 年度亶理町立

小中学校サーマルカメラ購入事業)

日程第16 議案第77号 工事請負変更契約の締結について(令和2年度旧庁舎・保健センター解体整地工事)

日程第17 議案第78号 教育委員会委員の任命について

日程第18 議発第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

日程第19 委員会の閉会中の継続審査申出について

日程第20 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長(佐藤 實君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(佐藤 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、11番森 義洋議員、12番渡邊 健一議員を指名いたします。

議長諸報告

議長(佐藤 實君) 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案5件が提出されております。

第2、さきに委員会に付託しておりました令和元年度互理町各種会計決算認定について、決算審査特別委員長から審査報告書を受理しております。

第3、議員提出議案についてであります。意見書案1件を受理しております。

第4、総務常任委員長及び教育福祉常任委員長から閉会中の継続審査の申出を受

理しております。

第5、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） おはようございます。

令和2年第8回亙理町議会定例会追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議賜りますのは、議案5件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議案第74号 物品購入契約の締結について（令和2年度避難所用パーティション及びパーソナルテント購入事業）から議案第76号 物品購入契約の締結について（令和2年度亙理町立小中学校サーマルカメラ導入事業）までの3件の議案につきましては、去る8月21日に入札を執行したそれぞれの物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第77号 工事請負変更契約の締結について（令和2年度旧庁舎・保健センター解体整地工事）につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第78号 教育委員会委員の任命についてにつきましては、現在任命しております佐藤正行委員の任期が令和2年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き教育委員会委員として任命したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提出議案につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議賜り原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 認定第 1 号 令和元年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第 12 認定第 10 号 令和元年度亙理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上 10 件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第 3、認定第 1 号 令和元年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 12、認定第 10 号 令和元年度亙理町水道事業会計決算認定についてまでの、以上 10 件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔決算審査特別委員長 森 義洋君 登壇〕

決算審査特別委員長（森 義洋君）

令和 2 年 9 月 17 日

亙理町議会

議長 佐藤 實殿

決算審査特別委員会委員長

森 義洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1、付託事件。認定第 1 号 令和元年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号 令和元年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 令和元年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、

て、認定第6号 令和元年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 令和元年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 令和元年度亶理町水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。第8回亶理町議会定例会において、当委員会に付託された令和元年度亶理町一般会計歳入歳出決算外9件の認定案の審査のため、9月14日から9月17日までに4日間委員会を開催しました。

審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

(1)方針。当局から提出された「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び監査委員から提出された「亶理町一般会計・特別会計並びに基金運用状況に関する決算審査意見書」を参照し、行政効果・財源の確保・予算執行の状況などについて、議会の議決どおり執行されたかを審査しました。

(2)経過。9月14日月曜日、認定第1号 令和元年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳入全部、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

9月15日火曜日、認定第1号 令和元年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。認定第3号 令和元年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定審査。

9月16日水曜日、認定第2号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第4号 令和元年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第5号 令和元年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第6号 令和元年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第7号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第8号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第9号 令和元年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第10号 令和元年度亶理町水道事業会計決算認定審査。

9月17日木曜日、現地調査。

3、審査の結果。各種会計とも款・項に従い慎重に審査した結果、各種会計いず

れも原案のとおり認定すべきであると決しました。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第10号までの以上10件は、議長及び議会選出監査委員を除く16名の委員をもって4日間審査いたしました。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和元年度互理町一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 令和元年度互理町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第1号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第1号 令和元年度互理町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和元年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号 令和元年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。採決は、起立により行います。

認定第2号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第2号 令和元年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第3号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第3号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第4号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第4号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第4号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和元年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第5号 令和元年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第5号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第5号 令和元年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和元年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号 令和元年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第6号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第6号 令和元年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第7号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第7号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第8号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第8号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 令和元年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第9号 令和元年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第9号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第9号 令和元年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 令和元年度亙理町水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第10号 令和元年度亙理町水道事業会計決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第10号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第10号 令和元年度亙理町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第13 議案第74号 物品購入契約の締結について（令和2年度避難所用パーティション及びパーソナルテント購入事業）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第74 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第74号についてご説明させていただきます。

追加議案書1のページをお開き願います。

議案第74号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

こちらは、災害の際など避難所等で使用するパーティション等の物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

事業名は、令和2年度避難所用パーティション及びパーソナルテント購入事業です。

契約金額は、2,458万5,000円。

契約の相手方については、仙台市太白区鉤取本町1丁目10番1号、日本防災工業株式会社仙台営業所です。

なお、落札率については88.97%でした。

入札の概要につきましては、次の2ページの資料を御覧願います。

入札年月日は、令和2年8月21日。

入札の方法は、指名競争入札です。

業者の指名につきましては、亘理町競争入札参加資格者名簿登録業者のうち、仕様書記載の避難所用パーテーション等について対応可能と思われる業者について選定したものです。

入札指名業者につきましては、共栄防災、古川ポンプ製作所、トーハツ県南サービス、アオキ、東洋安全防災、石垣、アイリスプラザダイシン、日本防災工業の8者でした。

入札回数は、1回。

購入品目及び数量については、ワンタッチパーテーション1,000張、パーソナルテント50張です。

仕様につきましては、4ページに別紙の備品購入仕様明細を添付しておりますので、ご参照願います。

受渡期限につきましては、令和3年3月19日まで。

受渡場所は、亘理町役場及び指定避難所5か所と設定しております。

以上で議案第74号、物品購入契約についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。5番安藤美重子議員。

5番（安藤美重子君） パーテーションとテントについてお伺いをいたします。

これは、組立てをする場合、どれぐらいの時間を要するものなのか。また、使い終わった後にもう一度たたんで再利用するものなのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問ですが、パーテーションとテントにつきましてはワンタッチということで、瞬時といいますか、広げるだけのものになります。

それから、収納につきましても、バッグが付いておりますので、使用後につきましてはバッグにしまいまして保管するような形となります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

5 番（安藤美重子君） パーテーションが1,000張、それからテントが50張なんですけれども、これは各避難所にそれぞれどれぐらいの比率で分けるというのか、配備するのか伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 各避難所用として、逢隈小学校、それから逢隈中学校、亘理小学校、亘理中学校、吉田小学校に、パーテーションにつきましては各150、それから役場のほうの備蓄倉庫に250、それからパーソナルテントのほうにつきましては、逢隈小、それから中学校、亘理小、亘理中学校、吉田小学校に各10張ずつを予定しております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

5 番（安藤美重子君） このパーテーション及びテントなんですけれども、団体において避難訓練とか何かをする場合に、貸し出しをしていただけるものかどうか伺いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 訓練ということであれば、貸し出しのほうは可能かと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） パーソナルテントの件でお聞きいたします。

これは使用時、幅が1,200、奥行き1,200、高さ1,900とありますけれども、これについては横になるためのものではないと。どのようなことに使うのか、その件伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） テントにつきましては、サイズから言いますと寝ることはちょっと不可能ということで、個人で座って利用する、それから簡易トイレですか、そういうものにも使うことが可能になっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 簡易トイレ、要するにマンホールトイレということによろしいんでしょうか。その件伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） パーソナルテントにつきましては、床の部分がファスナーとかではがせるようになっておりますので、そういう使い方にも可能となっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第75号 物品購入契約の締結について（令和2年度災害用投光器及び発電機購入事業）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第75号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第75号についてご説明させていただきます。

5ページのほうを御覧願いたいと思います。

議案第75号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することが

できるものとする。

こちらにつきましても、災害の際など避難所等で使用する投光器等の物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものになります。

事業名は、令和2年度災害用投光器及び発電機購入事業です。

契約金額は、940万5,000円。

契約の相手方は、亘理町字五日町32番地、合資会社石垣になります。

なお、落札率は73.55%でした。

入札の概要につきましては、6ページの資料を御覧願います。

入札年月日は、令和2年8月21日。

入札の方法は、指名競争入札です。

業者の指名につきましては、亘理町競争入札参加資格者名簿登録業者のうち、仕様書記載の災害用投光器等について対応可能と思われる業者について選定したものになります。

入札指名業者につきましては、資料記載のとおり、コメリ、石垣、アイリスプラザダイシン、みやぎ亘理農業協同組合、竹内農機商会、佐藤精線販売の6者でした。

入札回数は、1回。

購入品目及び数量につきましては、バルーン投光器25台、ポータブル発電機25台となっております。

仕様については、8ページに備品購入仕様明細を添付しておりますので、ご参照願います。

受渡期限につきましては、令和3年3月19日までと設定しております。

受渡場所につきましても、亘理町役場としております。

以上で議案第75号 物品購入契約の締結についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第76号 物品購入契約の締結について（令和2年度亘理町立小中学校サーマルカメラ購入事業）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第76号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第76号についてご説明させていただきます。

9ページを御覧願います。

議案第76号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として導入する、小中学校のサーマルカメラ等の物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

事業名につきましては、令和2年度亘理町立小中学校サーマルカメラ導入事業です。

契約金額は、573万9,800円。

契約の相手方は、仙台市若林区卸町2丁目5番4号、株式会社システムズになります。

なお、落札率につきましては31.73%でした。

こちらの概要につきましては、次のページ、10ページの資料を御覧願います。

入札年月日は、令和2年8月21日。

入札の方法は、指名競争入札です。

業者の指名につきましては、亘理町競争入札参加資格者名簿登録業者のうち、仕様書記載のサーマルカメラ等について対応可能と思われる業者について選定したものでございます。

入札指名業者につきましては、セコム、コセキ、太陽事務機、システムズ、東北通信機器、安積電気通信興業、アイリスチトセの7者でした。

入札回数は、1回。

購入品目及び数量につきましては、ドーム型カメラ、ノートパソコン、液晶テレビ、自立型三脚、LANケーブル等としており、小学校10台、中学校6台となっております。

仕様につきましては、12ページ以降に導入事業仕様明細を添付しておりますので、ご参照願います。

受渡期限につきましては、令和2年10月30日までと設定しております。

受渡場所につきましては、亘理町立小中学校10校としております。

以上で議案第76号 物品購入契約の締結についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。7番鈴木秀一議員。

7番（鈴木秀一君） まず、予定価格と落札価格になぜこれほど差が出てしまったのかと、あとサーマルカメラ導入事業仕様書を作成するに当たり、どのような実績を参考にしたのか教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） まず、導入を決めた際に、複数社から参考見積を徴収したものですけれども、まず当時は需要が上回っておりまして、見積金額も高かったと思われれます。その入札までの間に期間がありましたけれども、流通量が多くなって市場価格が低下したものだと思われれます。

あと、導入する際ですね、検討したことが、まず官公庁であるとか教育施設、空港等ではどのようなものを使っているのかということで調べさせていただきました。その結果、12ページにあるような仕様ということで、大多数が使っておりましたのでこのような仕様にしたものでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木秀一議員。

7 番（鈴木秀一君） この構成品一式の中で、ちょっと金額を出してみたんですけども、電源からノートパソコン、液晶テレビまで、これ大体市場価格等で推測すると15万円程度になると思います。そうすると、ドーム型カメラの金額が15万円から20万円程度、そうするとこのドーム型カメラの市場価格から大分開きがあって、安いというか、開きがあると思います。

それで、これすみません、提言なんですけれども、本契約の際に十分スペック等を確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第77号 工事請負変更契約の締結について（令和2年度旧庁舎・保健センター解体整地工事）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第77号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第77号についてご説明させていただきます。

議案書の14ページをお開き願います。

議案第77号 工事請負変更契約の締結について。

令和2年6月16日に工事契約を締結した下記工事の変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事名は、令和2年度旧庁舎・保健センター解体整地工事です。

請負金額につきましては、変更後金額が8,899万円であり、1,006万5,000円の増額になります。

契約の相手方は、亘理町吉田字松本209番地10、田中建材輸送株式会社であります。

今回の変更内容についてご説明いたしますので、隣の15ページの資料、工事概要のほうを御覧願います。

本工事につきましては、役場新庁舎及び保健福祉センターの完成に伴う旧役場庁舎及び保健センター等の解体等工事であり、6月定例会で議決をいただき、現在施工中であります。建築物の解体を行うに当たり、工事概要の一番下になりますが、大気汚染防止法第18条の17第1項の規定に基づき石綿仕様の調査を実施した結果、発塵性が著しく高いレベル1の部材が含まれていたことから、資料記載のとおり産業振興庁舎の外壁223平方メートルについて、サンダーケレン工法によるアスベスト除去工を実施するため増工するものでございます。

なお、工期につきましては変更前に同じであります。

16ページ以降に配置図及び平面図を添付しておりますのでご参照願います。

以上で議案第77号 工事請負変更契約の締結についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 今回の変更契約、アスベストの除去工事というふうなことで、有害物質の除去を行うわけですが、変更金額が1,006万5,000円、前金額の11.3%に及ぶわけです。

旧産業庁舎の前身は法務局出張所であります。昭和40年代に建設された、大変堅牢な造りの建物です。登記簿を保管する耐火金庫が設置されておりました。このようなことから、アスベストが当然使用されている可能性があるというふうに目途、考えるというふうなのは、ある程度専門的な立場の人ならある程度予想がつくはずじゃないかと私は思うんです。

今ほど大気汚染防止法、そしてまた労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されていくわけです。これ、事前にアスベスト情報を保有していなかったのか。そしてまた、業者から質問書などは出されなかったのか、まずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 発注前にアスベストの含有試験、そちらの調査のほうを専門業者にするというのも検討したわけなんですけど、実際解体工事をする場合には、解体する業者のほうで事前に必ずアスベストの調査をすることが義務付けられておまして、そちらに関する費用につきましても工事の諸経費のほうで見られているわけでございますので、今回につきましては経費を削減したいという思いがありましたので、そちらは工事のほうで見ることとしておりました。

事前にそのアスベスト関係の質問については、ございませんでした。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） そうしますと、情報は保有していたというふうなことになりますね。

それで、解体を進めているうちにアスベストが使用されていたというふうなことがある意味判明したわけなんですけど、1,000万円ほどの追加工事になるわけです。そうした場合、これを事前に仕様書に織り込んでいた場合、落札結果というふうなものもまた違ったものになるというふうな可能性というふうなものはなかったのか。当初からこれを仕様書に織り込んで入札を行っていただければ、その結果というふうなものについては影響を与えることが結果的にはなかったのかというふうなことについては、どのような見解をお持ち何ですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回のこの工事ですが、一般競争で入札が行われておまして、そちらの条件、恐らく当初から見ると1,000万円ぐらい予定価格が上がったものと思われまますが、参加業者につきましては、1,000万円上がった部分で条件とかも変わらないので、入札に対する影響はほとんどなかったのではないかと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） サンダーケレン工法、完全密閉施工とありますけれども、周りを取り囲んで、その密閉した状況の中から、空気の排出、換気方法というのはどのように行うのか、排出される空気も当然有害物質が含まれております。そしてまた、クリーンルームの仕様というようなものは、この密閉式の作業場とのどういうふうな関係になるのか。これが一点です。

あと、2番目に、除去後のアスベストはどのような経緯を経て最終的に処理されていくものなのか。この2点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 研磨した部分で粉塵が外に飛び散らないように、今回はビニール関係のシートできっちり塞ぎまして、そこからの空気の出入りにつきましてはクリーンルームで、そこできれいに出して、出すもので、そのクリーンルームの仕様というのは正確には分からないんですけども、フィルターとかそういうものについて防塵するようなこととなると思います。

あと、アスベストの処理につきましては、専門の処理、最終処分場になるんですが、そちらのほうに出す計画としております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第78号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第78号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案第78号についてご説明申し上げます。

この教育委員会委員の任命につきましては、令和2年9月30日をもって任期満了となる次の者について、引き続き教育委員会委員に任命したいと存じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきご提案を申し上げたところでございます。

住所につきましては、亙理町逢隈牛袋字西河原60番地3、名前は佐藤正行。

生年月日は、昭和24年12月14日、70歳でございます。

佐藤氏は、平成23年6月、教育委員会委員にご就任されてから、現在まで9年4か月にわたり教育委員会委員としてご尽力をいただいている方でございます。そこで、これまでの実績と教育行政に精通されたすぐれた識見を有し人格高潔である佐藤氏に、引き続きご就任をいただくことが本町教育行政の進展のために有用であると考え、ご提案申し上げさせていただきました。

議員各位のご同意方、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第78号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第78号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第18 議発第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方

財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求める意見書

議長（佐藤 實君） 日程第18、議発第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 提出者から趣旨説明を求めます。佐藤邦彦議員、登壇。

9 番（佐藤邦彦君） それでは、コロナ禍における財源確保のための意見書を提出いたしたく、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議発第1号

令和2年9月18日

亘理町議会議長 佐藤 實殿。

提出者 亘理町議会議員 佐藤邦彦。

賛成者 亘理町議会議員 結城喜和。同じく大槻和弘。同じく木村 満。同じく森 義洋。同じく澤井俊一。同じく熊田芳子。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

以上、議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源確保機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制における、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、町の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・内閣官房長官・経済再生担当大臣・まち・ひと・しごと創生担当大臣宛。

亘理町議会議長 佐藤 實。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議発第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激

な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第19、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 総務常任委員長及び教育福祉常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第20 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年9月第8回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時01分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 森 義 洋

署名議員 渡 邊 健 一